

東北大学大学院文学研究科・文学部調査・実験に関する内規

平成17年 9月 8日教授会

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学大学院文学研究科及び文学部（以下「文学研究科等」という）に所属する教職員及び学生（以下「教職員・学生」という）が、人間を対象として行う調査及び実験（以下「調査・実験」という。教職員・学生が中心となつて行う、他部局や他研究機関等に所属する者との共同調査・実験も含む）に関して、倫理的及び社会的諸問題に対処するために、基本原則、審議組織、実施手続き等を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 調査・実験は、以下の各号の原則に則つて実施するものとする。

(1) 協力依頼対象者への情報提供と同意

調査・実験への協力について最終的に判断するのは、依頼された対象者（以下「対象者」という）である。調査・実験への協力を依頼する際には、その判断にあたり必要十分な情報（実施主体、目的、方法、結果報告の仕方など）を提供し、対象者の理解・同意を得た上で行うものとする。

ただし、調査・実験の性格上、やむを得ず事後的にしか調査・実験の目的をすべて明らかにすることはできない場合もあり得る。その場合には必ず、事後的に、なぜ目的を明らかにできなかったのかを説明し、対象者の理解・了承を得るものとする。

(2) 対象者の負担・苦痛の回避

調査・実験の実施にあたっては、対象者に苦痛を与えたり、不快な思いをさせたりしてはならない。特に、セクシャル・ハラスメントや差別的な行為などが起こらないように細心の注意を払うものとする。

ただし、調査・実験などの目的・性格によっては、やむを得ず多少の負担を対象者に感じさせることが必要になる場合も考えられる。その場合、負担のレベルが日常生活の中で感じる苦痛のレベルに比べて低いものであるようにするとともに、負担が生じうることについて、上記(1)の原則に従つて相手の同意を得てから行うものとする。

(3) 個人情報の保護

調査・実験の対象者リスト、調査・実験によつて得られた資料やデータは、個人情報の保護を期して厳正に保管する。保管の期間に関しては、「東北大学文学研究科における人文・社会科学の研究データ等の保存及び管理に関する申合せ」に準拠し、保管が終了した

資料やデータは、復元できない形で破棄するものとする。

調査・実験の結果の報告は、対象者の個人情報 that 特定されないよう配慮して行う。ただし、対象者が論文・報告書などの中で積極的に自分自身のアイデンティティが示されることを望む場合には、対象者や関係者とよく相談して、適切と思われる対応を取るものとする。

(4) 研究結果の公表

調査・実験によって得られた知見は、研究者や資金提供者の独占物ではなく、対象者に還元され、また広く社会的に共有された知識となるべきものである。対象者にその知見の概要を報告するとともに、対象者の個人情報の保護のために必要な措置を講じた上で、出版物等による成果公表に努めるものとする。

(5) 所属する学会等の倫理規定等の遵守

人間に対する科学的実験に関するニュルンベルク綱領・ベルモント報告・ヘルシンキ宣言をはじめ、学会等で、倫理綱領や倫理規定などが制定されており、会員にその遵守を求めていることが多い。自分の所属する学会等の倫理綱領・倫理規定等を確認し、それを遵守して調査・実験を行うものとする。

(調査・実験倫理委員会)

第 3 条 調査・実験における倫理的及び社会的諸問題の発生防止、問題発生時の対処について審議するために、文学研究科調査・実験倫理委員会を置く（以下「委員会」という）。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 文学研究科等に所属する教職員・学生が企画する調査・実験について、第 2 条各号の観点から、その実施の可否について審査を行う。

(2) 調査・実験において倫理的及び社会的問題が発生した場合の対処方法を審議し、実施する。

(3) 調査・実験における倫理を確立するための啓蒙及び教育活動を企画し、実施する。

3 委員の構成及び任期は、次のとおりとする。

(1) 委員は、研究科長が指名する文学研究科教職員及び文学研究科の教職員以外の者若干名とする。

(2) 委員長の選出は、委員の互選による。

(3) 委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

(調査・実験の実施申請)

第 4 条 文学研究科等に所属する教職員・学生が調査・実験を実施する場合には、所定の実施申請書を提出して委員会の審査を受け、あらかじめ実施許可を得ておかなければならない。

なお、委員会は必要に応じて申請者に対するヒアリングを実施することができる。

2 実施が許可された調査・実験については、委員会は申請者からの請求に応じて「実施許可証明書」を発行する。

3 教員あるいは研究室の責任で授業の一環として行う調査・実験、及び文学研究科等が業務として行う調査に関しては、原則として申請の対象としない。

(審査の方法)

第 5 条 審議の透明性と運営面での確実性を確保するために、次の方法で審査を行うこととする。

1 審議は次の通りの手順・方法で行う。

- ① 審議をオンラインで行い、それをレコーディングする。
- ② チェックシートをもとに審議して、それを記録として残す。

チェックシート案 審査：可、否、該当しない

- (1) 目的・趣旨は妥当である
- (2) 内容・方法は妥当である
- (3) 協力依頼対象者の決定方法は適切である
- (4) 対象者への十分な説明と同意が得られている
- (5) 対象者の参加の拒否・撤回権利の保障等、負担・苦痛の回避が考慮されている
- (6) 個人情報の保護が考慮されている
- (7) 研究結果の公表のあり方は妥当である
- (8) 費用の出所は適切である

2. 倫理委員会およびその審議について、研究科内での位置づけを明確にするために、審議結果を Excel にして総務企画係に共有する。

3. 申請は月末締めとして集約し、翌月の 1 週目に委員に共有、2 週目に審議を行い、月半ばまでに申請者に結果を通知する。

4. 申請は google フォームを用いて行う。

(問題への対処)

第 6 条 調査・実験において、事故、倫理的及び社会的問題、対象者からの苦情等が発生した場合には、調査・実験実施者は、すみやかにその内容を委員会に報告しなければならない。委員会はその対処法を審議し、実施にあたるものとする。

附 則

この内規は、平成 17 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この内規は、2026 年 7 月 23 日から施行する。